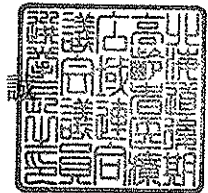


北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長告示第2号

平成20年北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号による北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の次の区分は、候補者の数が定数を超えないことから、北海道後期高齢者医療広域連合の議会の議員選挙に関する規則第18条第1項の規定により投票は行わない。

平成20年8月25日

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長 瀬川



記

投票を行わない議員の区分

広域連合規約第7条第2項第2号の町村長